

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例施行規則

平成19年3月29日規則第2号

改正 令和元年6月26日規則第1号

改正 令和3年6月25日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例（平成19年高岡地区広域圏事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人からの取得の例外)

第2条 条例第5条第2項第7号の規則で定める場合は、別表第1のとおりとする。

(思想、信条又は信教等に関する個人情報等の取得の例外)

第3条 条例第5条第3項第2号の規則で定める場合は、別表第2のとおりとする。

(委託に伴う個人情報の保護に関し必要な措置)

第4条 条例第7条第2項の実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 実施機関が個人情報の取扱いを実施機関以外の者に委託しようとするときは、委託に係る受託者（実施機関から当該個人情報の取扱いの委託を受ける者をいう。以下この号について同じ。）との契約は、次に掲げる事項を約する契約とすること。

ア 受託者は、受託する事務に関して、当該受託者が保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

イ 実施機関は、受託者がアに掲げる措置を講ずることを怠り、受託する事務に関して、当該受託者が保有する個人情報の漏えい、滅失若しくはき損があったとき、又は著しく不適正な個人情報の取扱いがあったときは、その内容並びに当該受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）を公表することができること。

(2) 前号に掲げるもののほか、取扱いを委託する個人情報の保護に関し必要な措置

(利用及び提供の例外)

第5条 条例第9条第2項第5号の規則で定める場合は、別表第3のとおりとする。

(電子計算機等の結合による提供の例外)

第6条 条例第10条第1項第2号の規則で定める場合は、別表第4のとおりとする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第7条 条例第12条第1項各号列記以外の部分に規定する個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）とする。

2 条例第12条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報取扱事務を登録した年月日

(2) 個人情報取扱事務を開始し、又は変更する年月日

(3) 記録される個人情報の取扱いの委託の有無

(4) 記録される個人情報の電子計算機結合の方法（条例第10条第1項各号列記以外の部分に規定

する方法をいう。以下同じ。)による提供の有無

(5) 個人情報が記録される主な公文書の件名

(保有個人情報開示請求書等)

第8条 条例第14条第1項各号列記以外の部分に規定する開示請求書は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める請求書とする。

- (1) 条例第13条第1項の規定による開示の請求 保有個人情報開示請求書(様式第2号)
- (2) 条例第13条第2項の規定による開示の請求 保有個人情報(法定代理人)開示請求書(様式第3号)
- (3) 条例第13条第3項の規定による開示の請求 保有個人情報(遺族)開示請求書(様式第4号)
- (4) 条例第13条第4項の規定による開示の請求 保有特定個人情報(任意代理人)開示請求書(様式第4号の2)

2 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 条例第13条第2項の規定による開示の請求にあつては、次に掲げる事項
 - ア 開示の請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
 - イ 開示の請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
 - ウ 開示の請求に係る保有個人情報の本人が未成年者であるときは、その生年月日
- (3) 条例第13条第3項の規定による開示の請求にあつては、次に掲げる事項
 - ア 開示の請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び死亡時の住所又は居所
 - イ 開示の請求をする者の条例第13条第3項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別
 - ウ 開示の請求をする者以外のすべての遺族(条例第13条第3項各号列記以外の部分に規定する遺族をいう。以下同じ。)の氏名及び住所又は居所並びに当該遺族の同項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別
- (4) 条例第13条第4項の規定による開示の請求にあつては、開示の請求に係る保有特定個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(開示請求に係る保有個人情報の本人等であることを示す書類の提示等)

(開示請求に係る保有個人情報の本人等であることを示す書類の提示等)

第9条 条例第14条第2項の規定による書類の提示又は提出は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出とする。

- (1) 条例第13条第1項の規定による開示の請求 保有個人情報開示請求書に記載されている開示の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)その他当該開示の請求をする者が本人であることを確認するに足りると実施機関が認める書類(以下これらを「本人確認書類」という。)の提示
- (2) 条例第13条第2項の規定による開示の請求
 - アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出
 - ア 保有個人情報(法定代理人)開示請求書に記載されている開示の請求をする者の氏名及び

住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

イ 戸籍謄本その他開示の請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を証明する書類
(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

(3) 条例第13条第3項の規定による開示の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出

ア 保有個人情報(遺族)開示請求書に記載されている開示の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

イ 戸籍謄本その他開示の請求に係る保有個人情報の本人である死者の遺族の資格を証明する書類(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

(4) 条例第13条第4項の規定による開示の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出

ア 保有特定個人情報(任意代理人)開示請求書に記載されている開示の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

イ 開示の請求に係る保有特定個人情報の本人の印鑑証明書(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付した委任状(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、開示請求をする者が、やむを得ない理由により同項各号の本人確認書類の提示をすることができないと認められる場合には、実施機関は、当該本人確認書類の提示に代えて、当該本人確認書類の写しの提出をさせることができるものとする。

3 条例第13条第2項又は第3項の規定による開示の請求をした法定代理人又は遺族は、当該開示の請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、資格喪失届(様式第5号)により、その旨を当該開示の請求をした実施機関(条例第22条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関)に届け出るものとする。

4 前項の規定による届出があったときは、当該開示の請求は、取り下げられたものとみなす。
(保有個人情報開示決定通知書等)

第10条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の実施の方法

(2) 開示の日時及び場所

2 条例第19条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書(様式第6号)

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第7号)

3 条例第19条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第11条 条例第20条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書(様式第9号)により

行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第12条 条例第21条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書)

第13条 条例第22条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(様式第11号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 実施機関は、条例第23条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意するものとする。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求があった日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第23条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求があった日
- (2) 条例第23条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

4 条例第23条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に係る意見照会書(様式第12号)により行うものとする。

5 条例第23条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に係る意見書(様式第13号)とする。

6 条例第23条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に係る通知書(様式第14号)により行うものとする。

7 条例第23条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の請求があった日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

8 条例第23条第4項の規定による通知は、遺族に対する保有個人情報の開示決定等に係る意見照会書(様式第15号)により行うものとする。

9 条例第23条第4項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に係る遺族の意見書(様式第16号)とする。

10 条例第23条第5項の規定による通知は、遺族に対する保有個人情報の開示決定等に係る通知書(様式第17号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第15条 条例第24条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写

したものの交付により行う方法

- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を実施機関が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、前号の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したもの（その複写したものを含む。以下同じ。）の閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付により行う方法

（保有個人情報の開示の実施等）

第16条 条例第24条第1項の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 実施機関は、保有個人情報が記録されている公文書の閲覧、聴取又は視聴をする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

- 3 写しを交付する場合の部数は、請求のあった保有個人情報が記録されている公文書1件につき1部とする。

（開示を受ける者であることを示す書類の提示等）

第17条 条例第24条第2項の規定による書類の提示又は提出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 ア及びイに掲げる書類の提示

ア 保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書

イ 保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書に記載されている開示を受ける者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

- (2) 第9条第2項の規定により本人確認書類の提示に代えて当該本人確認書類の写しの提出をした者 前号ア及びイに掲げる書類の写しの提出

（簡易開示請求）

第18条 条例第25条第1項の規則で定める保有個人情報は、実施機関が行う試験、選考等（以下「試験等」という。）を受けた者の当該試験等の結果に係る得点等の保有個人情報であって、当該実施機関が定めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の保有個人情報を定めたときは、その試験等の名称及び情報の内容並びに条例第25条第1項の規則で定める簡易な方法により開示の請求をすることができる期間及び場所を公表するものとする。

- 3 条例第25条第1項の規則で定める簡易な方法は、実施機関が定める場所において口頭で開示の請求をする方法とする。

- 4 条例第25条第2項に規定する開示の請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

- (1) 開示の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

- (2) 試験等の受験票等であって、当該開示の請求をする者が保有個人情報の本人であることを確

認するため実施機関が適当と認めるもの

- 5 条例第25条第3項の規則で定める方法は、開示する保有個人情報が文書に記録されているときはその写しの閲覧により、電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録を実施機関が保有するプログラムを使用して用紙に出力したもの又は専用機器により再生したものの閲覧により行う方法とする。ただし、実施機関において直ちに当該写し又は出力したもの（以下この項において「写し等」という。）の交付により行う方法によることが可能な場合であって、開示の請求をする者が当該写し等の交付を求めるときは、当該写し等の交付により行う方法によることができる。

（費用負担）

第19条 条例第26条の規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

- 2 開示の実施に要する費用は、前納とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第20条 条例第28条第1項各号列記以外の部分に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第18号）とする。

（訂正請求に係る保有個人情報の本人等であることを示す書類の提示等）

第21条 条例第28条第3項の規定による書類の提示又は提出は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出とする。

- (1) 条例第27条第1項の規定による訂正の請求 保有個人情報訂正請求書に記載されている訂正の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類の提示
- (2) 条例第27条第2項の規定による訂正の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出
 - ア 前号の本人確認書類
 - イ 戸籍謄本その他訂正の請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を証明する書類（訂正の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）
- (3) 条例第27条第3項の規定による訂正の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出
 - ア 第1号の本人確認書類
 - イ 戸籍謄本その他訂正の請求に係る保有個人情報の本人である死者の遺族の資格を証明する書類（訂正の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）
- (4) 条例第27条第4項の規定による訂正の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出
 - ア 保有特定個人情報(任意代理人)訂正請求書に記載されている訂正の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類
 - イ 訂正の請求に係る保有特定個人情報の本人の印鑑証明書(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付した委任状(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、訂正請求をする者が、やむを得ない理由により同項各号の本人確認

書類の提示をすることができないと認められる場合には、実施機関は、当該本人確認書類の提示に代えて、当該本人確認書類の写しの提出をさせることができるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第22条 条例第30条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書(様式第19号)
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報部分訂正決定通知書(様式第20号)

2 条例第30条第2項の規定による通知は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第21号)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第23条 条例第31条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書(様式第22号)により行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第24条 条例第32条の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書(様式第23号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書)

第25条 条例第33条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(様式第24号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第26条 条例第34条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第25号)により行うものとする。

(情報提供等記録訂正実施通知書)

第26条の2 条例第34条の2の規定による通知は、情報提供等記録訂正実施通知書(様式第25号の2)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第27条 条例第36条第1項各号列記以外の部分に規定する利用停止請求書は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める請求書とする。

- (1) 条例第35条第1項から第3項まで又は条例第35条の2第1項から第3項までの規定による利用停止の請求 保有個人情報(保有特定個人情報)利用停止請求書(様式第26号)
- (2) 条例第35条の2第2項の規定による利用停止の請求(任意代理人による請求に限る。) 保有特定個人情報(任意代理人)利用停止請求書(様式第26号の2)

(利用停止請求に係る保有個人情報の本人等であることを示す書類の提出等)

第28条 条例第36条第2項の規定による書類の提示又は提出は、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める書類の提示又は提出とする。

- (1) 条例第35条第1項又は第35条の2第1項の規定による利用停止の請求 保有個人情報利用停止請求書に記載されている利用停止の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及

び住所又は居所が記載されている本人確認書類の提示

(2) 条例第35条第2項又は第35条の2第2項の規定による利用停止の請求 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める書類の提示又は提出

ア 法定代理人 (ア)に掲げる書類の提示及び(イ)に掲げる書類の提出

(ア) 前号の本人確認書類

(イ) 戸籍謄本その他利用停止の請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を証明する書類(利用停止の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

イ 任意代理人 (ア)に掲げる書類の提示及び(イ)に掲げる書類の提出

(ア) 保有特定個人情報(任意代理人)利用停止請求書に記載されている利用停止の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

(イ) 利用停止の請求に係る保有特定個人情報の本人の印鑑証明書(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付した委任状(開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

(3) 条例第35条第3項又は第35条の2第3項の規定による利用停止の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出

ア 第1号の本人確認書類

イ 戸籍謄本その他利用停止の請求に係る保有個人情報の本人である死者の遺族の資格を証明する書類(利用停止の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、利用停止請求をする者が、やむを得ない理由により同項各号の本人確認書類の提示をすることができないと認められる場合には、実施機関は、当該本人確認書類の提示に代えて、当該本人確認書類の写しの提出をさせることができるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第29条 条例第38条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第27号)

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報部分利用停止決定通知書(様式第28号)

2 条例第38条第2項の規定による通知は、保有個人情報非利用停止決定通知書(様式第29号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

第30条 条例第39条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書(様式第30号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第31条 条例第40条の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第31号)により行うものとする。

(審査会諮問通知書)

第32条 条例第42条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第32号）により行うものとする。

（出資法人）

第33条 条例第45条第1項に規定する規則で定める出資法人は、組合が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（補則）

第34条 この規則に定めるもののほか、個人情報の取扱い並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年6月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	本人からの取得の例外
1	栄典、表彰等（以下「栄典等」という。）の事務を行うために必要な当該栄典等の候補者の個人情報を取得するとき。
2	委員、講師、指導員等（以下「委員等」という。）の選定の事務を行うために必要な当該委員等の候補者の個人情報を取得するとき。
3	職員の任免等の事務を行うために必要な当該任免等に係る者の個人情報を取得するとき。
4	評価、指導、教育等（以下「評価等」という。）の事務を行うために必要な当該評価等の対象者の個人情報を取得するとき。
5	争訟、交渉等（以下「争訟等」という。）の事務を行うために必要な当該争訟等の当事者又は関係者の個人情報を取得するとき。
6	相談、要望、陳情、意見、苦情等（以下「相談等」という。）の処理の事務を行うために必要な当該相談等を申し出た者以外の者の個人情報を当該相談等を申し出た者から取得するとき。
7	申請、届出等（以下「申請等」という。）の処理の事務を行うために必要な当該申請等を行った者（以下「申請者等」という。）以外の者の個人情報を申請者等から取得するとき。
8	法人その他の団体（以下「法人等」という。）に対する指導又は補助金等の交付の事務を行うために必要な当該法人等の役職員若しくは構成員又は当該法人等が設置し、若しくは運営する施設の入所者等の個人情報を当該法人等から取得するとき。
9	委託、請負等（以下「委託等」という。）の事務を行うために必要な当該委託等の業務に従事する者の個人情報を当該委託等を受けようとする者又は当該委託等を受けた者から取得するとき。
10	学術の研究又は調査の対象となる情報の収集を行うために必要な個人情報を取得するとき。
11	利用目的を達成するために必要な所在不明者又は死者（以下「所在不明者等」という。）の個人情報を当該所在不明者等の家族から取得するとき。

別表第2（第3条関係）

	思想、信条又は信教等に関する個人情報等の取得の例外
1	栄典等の事務を行うために必要で欠くことができない当該栄典等の候補者の個人情報を取得するとき。
2	職員の任免等の事務を行うために必要で欠くことができない当該任免等に係る者の個人情報を取得するとき。
3	争訟等の事務を行うために必要で欠くことができない当該争訟等の当事者又は関係者の個人情報を取得するとき。
4	相談等の処理の事務を行うために必要で欠くことができない個人情報を当該相談等を申し出た者から取得するとき。
5	学術の研究又は調査の事務を行うために必要で欠くことができない個人情報を取得するとき。
6	議会の事務を行うために必要で欠くことができない議員の個人情報を取得するとき。
7	利用目的を達成するために必要で欠くことができない個人情報を出版、報道等により公にされているものから取得するとき。

別表第3（第5条関係）

	利用及び提供の例外
1	法人等が実施する公益を目的とした表彰等の事務を行うために必要な当該表彰等の候補者の保有個人情報を当該法人等に提供するとき。
2	法人等が行う公益を目的とした事業に係る委員等の選定の事務を行うために必要な当該委員等の候補者の保有個人情報を当該法人等に提供するとき。
3	争訟等において、組合の主張又は立証を行うために必要な保有個人情報を提供するとき。
4	報道機関等を通じて保有個人情報を公表することに公益上の必要がある場合又は社会通念上相当な理由があると認められる場合において、当該保有個人情報を当該報道機関等に提供するとき。
5	出版、報道等により公にされているものから取得した保有個人情報をその出所を明示した上で提供するとき。
6	人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

別表第4（第6条関係）

	電子計算機結合等による提供の例外
1	<p>国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体又は特定の法人に電子計算機結合の方法により保有個人情報を提供する場合であって、次に掲げる要件のすべてに適合するとき。</p> <p>(1) 住民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化等の公益上の必要があり、かつ、必要最小限の範囲で行うものであること。</p> <p>(2) 電子計算機結合の方法は、当該電子計算機結合の方法により提供する保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じているものであること。</p> <p>(3) 特定の法人に電子計算機結合の方法により保有個人情報を提供する場合にあっては、当該法人が電子計算機結合の方法により提供される保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じていること。</p>
2	<p>住民に電子計算機結合の方法により保有個人情報を提供する場合であって、次に掲げる要件のすべてに適合するとき。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる要件</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 住民に電子計算機結合の方法により保有個人情報を提供することについて、本人の同意を得ていること。</p> <p>イ アの同意を得ていないが、提供する保有個人情報の内容及び電子計算機結合の方法により保有個人情報を提供することの公益上の必要性を考慮し、住民に保有個人情報を電子計算機結合の方法により提供することが本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。</p>

別表第5（第19条関係）

	区分	金額
1	文書を複写機により複写したもの(カラーで複写したものを除く。)	1枚につき 10円
2	文書を複写機によりカラーで複写したもの	1枚につき 60円
3	電磁的記録を用紙に出力したもの(カラーで出力したものを除く。)	1枚につき 10円
4	電磁的記録を用紙にカラーで出力したもの	1枚につき 60円
5	電磁的記録をビデオテープ(記録時間120分以内のもの)に複写したもの	1巻につき 300円
6	電磁的記録を録音テープ(記録時間120分以内のもの)に複写したもの	1巻につき 200円
7	電磁的記録を光ディスクに複写したもの	1枚につき 150円
8	前各項に掲げる以外の方法により複写したもの	当該複写したものの作成に要する費用
9	前各項に掲げるものの送付に要する費用	当該送付に係る郵便料金に相当する額

備考

- 1 複写機により複写する場合又は電磁的記録を用紙に出力する場合は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用い、請求公文書がこれを超える大きさのものであるときは、数枚に分けて写しを作成するものとし、その枚数により費用の額を算定する。
- 2 用紙の両面に複写又は出力して写しを作成する場合は、片面を1枚として算定する。
- 3 高岡地区広域圏事務組合以外のものに発注して写しを作成した場合における費用の額は、この表に定める額にかかわらず、当該発注に係る費用の額とする。

様式第1号(第7条関係)

個人情報取扱事務登録簿

部課コード		登録年月日		担当者名	
登録番号		開始(変更)年月日		電話番号	内線()

I 基本的項目

1 個人情報取扱事務の名称				
2 所管する組織の名称				
3 記録される個人情報の利用目的	(根拠法令等:)			
4 記録される個人の範囲				
5 記録される個人情報の項目				
基本的事項	心身の状況	家庭・経済	社会生活	思想・信条等
<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号(個人番号除く) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 身体的特徴 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 家族の状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰(犯罪歴除く) <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想・信条・信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる情報 取得根拠:()号該当 その他
6 記録される要配慮個人情報の取得先	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 逮捕等その他の刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続			
7 記録される個人情報の取得先	8 記録される個人情報の経常的提供先	9 処理形態		
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 理由:()号該当 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> (ア) 他の実施機関() <input type="checkbox"/> (イ) 出資法人() <input type="checkbox"/> (ウ) 他の官公庁等() <input type="checkbox"/> (エ) 民間・私人() <input type="checkbox"/> (オ) 刊行物等() <input type="checkbox"/> (カ) 実施機関内部からの取得 ()	<input type="checkbox"/> 有 理由:()号該当 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の提供先 <input type="checkbox"/> (ア) 他の実施機関() <input type="checkbox"/> (イ) 出資法人() <input type="checkbox"/> (ウ) 他の官公庁等() <input type="checkbox"/> (エ) 民間・私人() <input type="checkbox"/> (オ) 刊行物等() <input type="checkbox"/> (カ) 実施機関内部への提供 ()	ア 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 イ 電子計算機等の結合の方法による提供の有無 <input type="checkbox"/> 有 理由:()号該当 <input type="checkbox"/> 無 ウ 記録される個人情報の委託の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

II 個人情報記録される主な公文書の件名

番号	簿 冊 名	処理形態 (電算・マニュアル)	記録媒体 (文書・図画)	保存期間(年)
1				
2				
3				
4				
5				

様式第2号（第8条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関名) あて

氏 名	
住所又は居所	(郵便番号) 電話番号() —
連絡先	電話番号() —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第13条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報の内容 〔保有個人情報が記録されている公文書の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。〕	
開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
※請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
※保有個人情報が記録されている公文書	(年度)
公文書件名	
担 当 課	電話番号

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「連絡先」の欄は、開示の請求をする者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。
- 3 この請求書を提出する際には、開示の請求をする者が本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示してください。
- 4 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例施行規則別表第5に定める当該写しの作成の費用を負担していただきます。
- 5 電磁的記録については、技術的な事情により、希望した方法による開示を実施できないことがあります。
- 6 ※印の欄は、記入する必要はありません。

様式第3号（第8条関係）

(表)

保有個人情報（法定代理人）開示請求書

年 月 日

(実施機関名) あて

氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	
住所又は居所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号) 電話番号() —
連絡先 〔法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先〕	電話番号() —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第13条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報の内容 〔保有個人情報が記録されている公文書の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。〕	
開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
保有個人情報の本人の氏名	
保有個人情報の本人の住所又は居所	電話番号() —
保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
※請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()
※法定代理人の資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
※保有個人情報 が記録 されている 公文書	(年度)
公文書件名	
担当課	電話番号

(裏)

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「連絡先」の欄は、開示の請求をする者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。
- 3 この請求書を提出する際には、開示の請求をする者が本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示し、併せて保有個人情報の本人の法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書等）を提出してください。
- 4 開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに資格喪失届によりその旨を届け出てください。
- 5 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例施行規則別表第5に定める当該写しの作成の費用を負担していただきます。
- 6 電磁的記録については、技術的な事情により、希望した方法により開示を実施できないことがあります。
- 7 ※印の欄は、記入する必要はありません。

様式第4号（第8条関係）

（表）

保有個人情報（遺族）開示請求書

年 月 日

（実施機関名） あて

氏 名	
住所又は居所	(郵便番号) 電話番号() —
連絡先	電話番号() —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報の内容 〔保有個人情報が記録されている公文書の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。〕	
開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
保有個人情報の本人の氏名	
保有個人情報の本人の死亡時の住所又は居所	
保有個人情報の本人との確認	<input type="checkbox"/> 配偶者(届出をしていないが、本人の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) <input type="checkbox"/> 子及び父母(本人との続柄) <input type="checkbox"/> 上記に掲げる配偶者、子及び父母がいない場合にあっては、2親等の血族又は1親等の姻族である者(本人との続柄)

(裏)

開示の請求をする者以外のすべての遺族(本人の配偶者、子及び父母。これらの者がいないときは、本人の2親等の血族又は1親等の姻族である者)の氏名及び住所又は居所並びに保有個人情報の本人との続柄	氏 名	住所又は居所	本人との続柄
		電話番号() —	
※請求者本人の確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()	
※遺族の資格の確認		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他()	
※保有個人情報 が記録 されている 公文書	公文書件名	(年度)	
	担 当 課		電話

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「連絡先」の欄は、開示の請求をする者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。
- 3 この請求書を提出する際には、開示の請求をする者が本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示し、併せて保有個人情報の本人の遺族の資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出してください。
- 4 開示を受ける前に遺族の資格を喪失したときは、直ちに資格喪失届によりその旨を届け出てください。
- 5 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例施行規則別表第5に定める当該写しの作成の費用を負担していただきます。
- 6 電磁的記録については、技術的な事情により、希望した方法による開示を実施できないことがあります。
- 7 ※印の欄は、記入する必要はありません。

様式第4号の2（第8条関係）

(表)

保有特定個人情報（任意代理人）開示請求書

年 月 日

(実施機関名) あて

氏 名	
住 所 又 は 居 所	(郵便番号) 電話番号() —
連 絡 先	電話番号() —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有特定個人情報の内容 (保有特定個人情報が記録されている公文書の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。)	
開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
保有特定個人情報の本人の氏名	
保有特定個人情報の本人の死亡時の住所又は居所	

様式第5号（第9条関係）

資格喪失届

年 月 日

(実施機関名) あて

氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	
住所又は居所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号) 電話番号() —
連絡先 〔法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先〕	電話番号() —

年 月 日付けで請求を行った保有個人情報の開示について、次のとおり請求者の資格を喪失したので届け出ます。

喪失した資格 〔該当する番号を○で囲んでください。〕	1 法定代理人 2 遺族 3 任意代理人
資格を喪失した日	年 月 日

様式第6号（第10条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容			
保有個人情報の利用目的			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所	電話番号() — 内線	
開示の実施の方法			
担 当 課	電話番号() — 内線		

備考

- 1 指定された保有個人情報の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を事務担当課等に電話等で御連絡ください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び開示を受ける者であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示してください。

様式第7号（第10条関係）

（表）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容		
保有個人情報の利用目的		
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場 所	電話番号() ー 内線
開示の実施の方法		
開示をしない部分及び理由	(開示をしない部分の概要) (理由) 高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第15条第 号に該当	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日	
担 当 課	電話番号() ー 内線	

(裏)

備考

- 1 指定された保有個人情報の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を事務担当課等に電話等で御連絡ください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 3 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び開示を受ける者であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示してください。
- 4 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。当該保有個人情報の開示を希望する場合は、明示された期日以後改めて請求してください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡地区広域圏事務組合を被告として(訴訟において高岡地区広域圏事務組合を代表する者は、高岡地区広域圏事務組合理事長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第8号（第10条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示をしない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 課	電話番号() — 内線

備考

※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。当該保有個人情報の開示を希望する場合は、明示された期日以後改めて請求してください。

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡地区広域圏事務組合を被告として(訴訟において高岡地区広域圏事務組合を代表する者は、高岡地区広域圏事務組合理事長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第9号（第11条関係）

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
当初の開示決定等の期間の満了日	年 月 日
延長後の開示決定等の期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
担 当 課	電話番号() ー 内線

様式第10号（第12条関係）

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第21条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
当初の開示決定等の期間の満了日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報のうち、相当の部分について開示決定等をする期間の満了日	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第21条の規定を適用する理由	
担 当 課	電話番号() — 内線

様式第11号（第13条関係）

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
担 当 課	電話番号() — 内線
移送を受けた実施機関における担当課	電話番号() — 内線
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	

備考 保有個人情報の開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行われます。
不明な点は、 課にお問い合わせください。

様式第12号（第14条関係）

保有個人情報の開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第13条第 項の規定により開示の請求のあった保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同条例第23条第 項の規定により通知します。

当該保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙様式により 年 月 日までに回答してください。

保有個人情報が記録されている公文書の件名	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
※高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第23条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	条例第23条第2項第 号該当 (理由)
意見書の提出先 (担当課)	電話番号() — 内線

備考 ※印の欄は、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第23条第2項の規定による通知の場合に限り記載してあります。

様式第13号（第14条関係）

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

(実施機関名) あて

氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号() —
連絡先 (法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先)	電話番号() —

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

保有個人情報が記録されている公文書の件名	
開示についての意見 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
開示に反対する情報の内容及び反対する理由 (開示についての意見の2に該当する場合に具体的に記入してください。)	

備考 「連絡先」の欄は、意見書提出者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。

様式第14号（第14条関係）

保有個人情報の開示決定等に係る通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示（部分開示）することと決定したので、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第23条第3項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の件名	
開示決定により開示されるあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示請求に対する決定の表示	年 月 日付け 第 号による 保有個人情報(部分)開示決定
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号() — 内線

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡地区広域圏事務組合を被告として（訴訟において高岡地区広域圏事務組合を代表する者は、高岡地区広域圏事務組合理事長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第15号（第14条関係）

遺族に対する保有個人情報の開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第13条第3項の規定により、故 氏
本人とする保有個人情報の開示の請求がありましたので、同条例第23条第4項の規定によ
り通知します。

当該保有個人情報の開示について意見があれば、別紙様式により 年 月 日ま
でに回答してください。

保有個人情報が記録されて いる公文書の件名等	
開示の請求があった日	年 月 日
意見書の提出先 (担 当 課)	電話番号() ー 内線

様式第16号（第14条関係）

保有個人情報の開示決定等に係る遺族の意見書

年 月 日

（実施機関名） あて

氏 名	
住 所 又 は 居 所	(郵便番号) 電話番号() —
連 絡 先	電話番号() —

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

保有個人情報が記録されている公文書の件名等	
開示についての意見 〔該当する番号を○〕 〔で囲んでください。〕	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
反対する理由 〔開示についての意見の2〕 〔に該当する場合に具体的に記入してください。〕	

備考 「連絡先」の欄は、意見書提出者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。

様式第17号（第14条関係）

遺族に対する保有個人情報の開示決定等に係る通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

故 氏を本人とする保有個人情報について、次のとおり開示決定等をしたので、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第23条第5項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の件名等	
開示決定等の別及び理由	1 開示 2 部分開示 3 不開示 (理由)
担 当 課	電話番号() ー 内線

様式第18号（第20条関係）

（表）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（実施機関名） あて

氏 名 〔法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地〕	（郵便番号） 電話番号（ ） —
連 絡 先 〔法人その他の団体に あつては、担当者の 氏名及び連絡先〕	電話番号（ ） —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第27条第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた日	年 月 日	
保有個人情報の開示を受けた開示の別	<input type="checkbox"/> 条例第19条第1項の決定に基づく開示 〔保有個人情報開示決定通知書等の表示 年 月 日付け 第 号〕 <input type="checkbox"/> 条例第25条第3項の規定による開示 (1) 開示を受けた場所() (2) 情報の内容() <input type="checkbox"/> 条例第44条第3項に規定する法令等の規定により受けた開示 (1) 開示の根拠となる法令又は他の条例の名称 () (2) 情報の内容()	
訂正を請求する保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨		
訂正請求の理由		
※請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()	
※法定代理人又は遺族の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()	
※保有個人情報が記録されている公文書	公文書件名	(年度)
	担 当 課	電話番号

(裏)

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「訂正請求の趣旨」の欄には、訂正を求める内容を具体的に記入し、当該内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提示し、又は提出してください。
- 3 「連絡先」の欄は、訂正請求をする者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。
- 4 この請求書を提出する際には、訂正請求をする者が本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示してください。
- 5 法定代理人又は遺族が請求する場合には、法定代理人又は遺族の資格を証明する書類(戸籍謄本、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明等)を提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入する必要はありません。

様式第18号の2（第20条関係）

（表）

保有特定個人情報（任意代理人）訂正請求書

年 月 日

（実施機関名） あて

氏名 〔法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
住所又は居所 〔法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地〕	（郵便番号） 電話番号（ ） —
連絡先 〔法人その他の団体に あつては、担当者の 氏名及び連絡先〕	電話番号（ ） —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第27条第4項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた日	年 月 日		
保有特定個人情報の開示を受けた開示の別	<input type="checkbox"/> 条例第19条第1項の決定に基づく開示 〔 保有特定個人情報開示決定通知書等の表示 年 月 日付け 第 号 〕 <input type="checkbox"/> 条例第25条第3項の規定による開示 (1) 開示を受けた場所() (2) 情報の内容() <input type="checkbox"/> 条例第44条第3項に規定する法令等の規定により受けた開示 (1) 開示の根拠となる法令又は他の条例の名称 () (2) 情報の内容()		
訂正を請求する保有特定個人情報の内容			
訂正請求の趣旨			
訂正請求の理由			
※請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()		
※任意代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 委任状（印鑑証明書付き）		
※保有特定 個人情報が 記録されて いる公文書	公文書件名	(年度)	
	担 当 課		電話番号

(裏)

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 「訂正請求の趣旨」の欄には、訂正を求める内容を具体的に記入し、当該内容が事実
に合致することを証明する書類又は資料を提示し、又は提出してください。
- 3 「連絡先」の欄は、訂正請求をする者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致
する場合は、記入する必要はありません。
- 4 この請求書を提出する際には、訂正請求をする者が本人であることを示す書類（運転
免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示してください。
- 5 任意代理人の資格を証明する書類(保有特定個人情報の本人の印鑑証明書を添付した
委任状)を提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入する必要はありません。

様式第19号（第22条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部の訂正をすることを決定したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正の内容	
担 当 課	電話番号() — 内線

様式第20号（第22条関係）

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部の訂正をすることを決定したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正をする部分及び訂正の内容	(訂正をする部分) (訂正の内容)
訂正をしない部分及び理由	(訂正をしない部分) (理由)
担 当 課	電話番号() — 内線

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡地区広域圏事務組合を被告として(訴訟において高岡地区広域圏事務組合を代表する者は、高岡地区広域圏事務組合理事長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第21号（第22条関係）

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部の訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
担 当 課	電話番号() — 内線

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡地区広域圏事務組合を被告として(訴訟において高岡地区広域圏事務組合を代表する者は、高岡地区広域圏事務組合理事長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第22号（第23条関係）

訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
当初の訂正決定等の期間の満了日	年 月 日
延長後の訂正決定等の期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
担 当 課	電話番号() ー 内線

様式第23号（第24条関係）

訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第32条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
当初の訂正決定等の期間の満了日	年 月 日
訂正決定等をする期限	年 月 日
高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第32条の規定を適用する理由	
担 当 課	電話番号() ー 内線

様式第24号（第25条関係）

訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
担 当 課	電話番号() — 内線
移送を受けた実施機関における担当課	電話番号() — 内線
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	

備考 保有個人情報の訂正決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行われます。
不明な点は、 課にお問い合わせください。

様式第25号（第26条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで提供した保有個人情報について、次のとおり訂正の実施をしたので通知します。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正の実施をした日	年 月 日
担 当 課	電話番号() — 内線

様式第25号の2（第26条の2関係）

情報提供等記録訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで提供した情報提供等記録について、次のとおり訂正の実施をしたので通知します。

情報提供等記録の内容	
訂正の内容	
訂正の実施をした日	年 月 日
担 当 課	電話番号() — 内線

様式第26号（第27条関係）

（表）

保有個人情報（保有特定個人情報）利用停止請求書

年 月 日

（実施機関名）

あて

氏名 〔 法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名 〕	
住所又は居所 〔 法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地 〕	（郵便番号） 電話番号（ ） —
連絡先 〔 法人その他の団体に あつては、担当者 の氏名及び連絡先 〕	電話番号（ ） —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第35条第1項（第2項、第3項）又は第35条の2第1項（第2項、第3項）の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた日	年 月 日	
保有個人情報の開示を受けた開示の別	<input type="checkbox"/> 条例第19条第1項の決定に基づく開示 〔 保有個人情報開示決定通知書等の表示 年 月 日付け 第 号 〕 <input type="checkbox"/> 条例第25条第3項の規定による開示 (1) 開示を受けた場所() (2) 情報の内容() <input type="checkbox"/> 条例第44条第3項に規定する法令等の規定により受けた開示 (1) 開示の根拠となる法令又は他の条例の名称 () (2) 情報の内容()	
利用停止を請求する保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨	(1) 保有個人情報（特定個人情報を除く）について	<input type="checkbox"/> 条例第4条第2項の規定に違反して保有されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第5条の規定に違反して取得されたものであるので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、 当該保有個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 を請求する。 <input type="checkbox"/> 条例第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、当該保有個人情報の提供の停止を請求する。
	(2) 保有特定個人情報について	<input type="checkbox"/> 条例第4条第2項の規定に違反して保有されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第5条の規定に違反して取得されたものであるので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条の3第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、 当該保有特定個人情報の提供の停止を請求する。
利用停止請求の理由		

様式第26号の2（第27条関係）

(表)

保有特定個人情報（任意代理人）利用停止請求書

年 月 日

(実施機関名)

あて

氏名 〔 法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名 〕	
住所又は居所 〔 法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地 〕	(郵便番号) 電話番号() —
連絡先 〔 法人その他の団体に あつては、担当者 の氏名及び連絡先 〕	電話番号() —

高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第35条の2第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた日	年 月 日	
保有特定個人情報の開示を受けた開示の別	<input type="checkbox"/> 条例第19条第1項の決定に基づく開示 〔 保有個人情報開示決定通知書等の表示 年 月 日付け 第 号 〕 <input type="checkbox"/> 条例第25条第3項の規定による開示 (1) 開示を受けた場所() (2) 情報の内容() <input type="checkbox"/> 条例第44条第3項に規定する法令等の規定により受けた開示 (1) 開示の根拠となる法令又は他の条例の名称 () (2) 情報の内容()	
利用停止を請求する保有特定個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 条例第4条第2項の規定に違反して保有されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第5条の規定に違反して取得されたものであるので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているので、	当該保有特定個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 を請求する。
利用停止請求の理由	<input type="checkbox"/> 条例第9条の3第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、当該保有特定個人情報の提供の停止を請求する。	

様式第27号（第29条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部の利用停止をすることを決定したので通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
担 当 課	電話番号() — 内線

様式第28号（第29条関係）

保有個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部の利用停止をすることを決定したので通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止をする部分 及び利用停止の内容	(利用停止をする部分) (利用停止の内容)
利用停止をしない部分 及び理由	(利用停止をしない部分) (理由)
担 当 課	電話番号() — 内線

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡地区広域圏事務組合を被告として(訴訟において高岡地区広域圏事務組合を代表する者は、高岡地区広域圏事務組合理事長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第29号（第29条関係）

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部の利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
担 当 課	電話番号() — 内線

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡地区広域圏事務組合を被告として(訴訟において高岡地区広域圏事務組合を代表する者は、高岡地区広域圏事務組合理事長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第30号（第30条関係）

利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
当初の利用停止決定等の期間の満了日	年 月 日
延長後の利用停止決定等の期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
担 当 課	電話番号() ー 内線

様式第31号（第31条関係）

利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第40条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
当初の利用停止決定等の期間の満了日	年 月 日
利用停止決定等をする期限	年 月 日
高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第40条の規定を適用する理由	
担 当 課	電話番号() ー 内線

様式第32号（第32条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで提起された審査請求について、次のとおり高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、高岡地区広域圏事務組合個人情報保護条例第42条の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の件名	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 課	電話番号() — 内線